

鳥取市新型コロナウイルス感染症対策資金利子補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市新型コロナウイルス感染症対策資金利子補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取県地域経済変動対策資金制度要綱（平成24年3月22日付第20120000446号鳥取県商工労働部長通知）第3条に規定する経済変動事象である令和元年度国際経済変動（新型コロナウイルス感染症の影響に係るものに限る。）を対象とした融資（以下「対象融資」という。）を無利子で行う金融機関に対し補助することで、鳥取市内の中小企業者等の利子負担を軽減し、経済変動事象により影響を受けた者の資金繰り環境の円滑化を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の要件を満たす者（以下「借受者」という。）に対し対象融資を無利子で行った金融機関とする。

- (1) 鳥取市内に事業所を有する中小企業者等
- (2) 対象融資の申込書の写し等にて前年同期比で売上高等が15%以上減少したことが確認できること。

(補助対象期間)

第4条 本補助金の交付の対象となる期間は、対象融資が実行された月の初日から起算して3年間とする。

(補助金の算定等)

第5条 本補助金は、令和2年4月1日から同月30日までに保証申込を行った対象融資1件ごとの、毎月月末時点の残高に対して、融資利率を年利0.7パーセントとした場合の利子に相当する額（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）として算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、借受者が償還を延滞したことにより生じた遅延利息及び損害金は、算定の対象としない。

- 2 前項の算定は、1月1日から6月30日まで（以下「上期」という。）及び7月1日から12月31日まで（以下「下期」という。）ごとにまとめて行う。

(補助申請等)

第6条 本補助金の交付申請は、上期又は下期の各期分について、それぞれ当該各期の終了後速やかに行わなければならない。

2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号、第2号及び第4号に掲げる書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策資金利子補助金調書（別記様式）
- (2) 借受者の一覧表
- (3) その他市長が必要と認めるもの

（着手届を要しない場合）

第7条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

（実績報告）

第8条 本補助金の交付に係る事業は、規則第12条ただし書に規定する市長が指定する補助事業とし、同条に規定する実績報告書の提出を要しないものとする。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、経済観光部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年3月25日から施行し、令和2年2月14日以降に行った対象融資から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年6月29日から施行し、令和2年度に行われた対象融資から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年9月9日から施行し、令和2年度に行われた対象融資から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式（第6条関係）

鳥取市新型コロナウイルス感染症対策資金利子補助金調書（ 年 月～ 年 月）

融資利率を年0.7パーセントとした場合の利子に相当する額（単位：円）						
年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	合計

※本様式の内容を網羅していれば、電算処理等による様式での提出も可とする、

このことについて、原本の内容と相違ありません。

年 月 日

金融機関名